

市の相談窓口

あなたの相談しやすい窓口で相談してください。
必要に応じ関係窓口で連携させていただきます。

- **子育て応援室「ネウボラはつかいち」**
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号
支援グループ TEL (0829) 30-9129 FAX (0829) 30-9131
保健グループ TEL (0829) 30-9188 FAX (0829) 30-9131
- **市佐伯支所「ネウボラさいき」**
〒738-0292 廿日市市津田1989番地
TEL (0829) 72-1124 FAX (0829) 72-0415
- **市大野支所「ネウボラおおの」**
〒739-0492 廿日市市大野一丁目1番1号
TEL (0829) 30-3309 FAX (0829) 55-2424
- **市吉和支所「ネウボラよしわ」**
〒738-0301 廿日市市吉和3425番地1
TEL (0829) 77-2113 FAX (0829) 77-2078
- **市宮島支所「ネウボラみやじま」**
〒739-0595 廿日市市宮島町1165-6
TEL (0829) 44-2001 FAX (0829) 44-2196

- **市こども課**
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号
保育グループ TEL (0829) 30-9154 FAX (0829) 30-9131

- **市障害福祉課**
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL (0829) 30-9128 FAX (0829) 31-1999

- **市教育委員会**
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL (0829) 30-9209 FAX (0829) 32-5163
TEL (0829) 30-9207 FAX (0829) 32-5163

学校に関すること

就学に関すること

- **廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ**
〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号
廿日市市総合健康福祉センター 山崎本社みんなのあいプラザ3F
TEL (0829) 20-0224 FAX (0829) 20-0225

(大竹市も含む)

- **広島西こども発達支援センターくれよん**
(地域支援部門)
〒738-0036 廿日市市四季が丘十一丁目23番地
TEL (0829) 30-8941 FAX (0829) 30-8945

子どもの発達に関すること

(大竹市も含む)

- **広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ**
〒738-0033 廿日市市串戸五丁目3番45号
あまのコミュニティーケアプラザ1a2階
TEL (0829) 34-4717 FAX (0829) 34-4718

就労に関すること

- **廿日市市社会福祉協議会**
〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号
廿日市市総合健康福祉センター 山崎本社 みんなのあいプラザ1F
TEL (0829) 20-0294 FAX (0829) 20-1616

その他の相談窓口

- **県西部こども家庭センター**
〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26
TEL (082) 254-0381 DV相談専用 (082) 254-0391
FAX (082) 256-5520
- **県西部保健所(精神保健福祉相談)**
〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68
TEL (0829) 32-1181 FAX (0829) 32-3244

相談の流れ

まずはお電話ください



困っていること等
をお話ください

相談内容に合った支援方法を一緒に考えていきます



適切な支援におつなぎします

発達支援

- ・ソーシャルスキルトレーニング・ビジョントレーニング
- ・ペアレントトレーニング・各種心理検査 etc...

生活支援

- ・生活スキルトレーニング・ピアサポート(当事者の会 etc...)
- ・年金申請の相談・福祉サービスなどの制度活用 etc...

就労支援

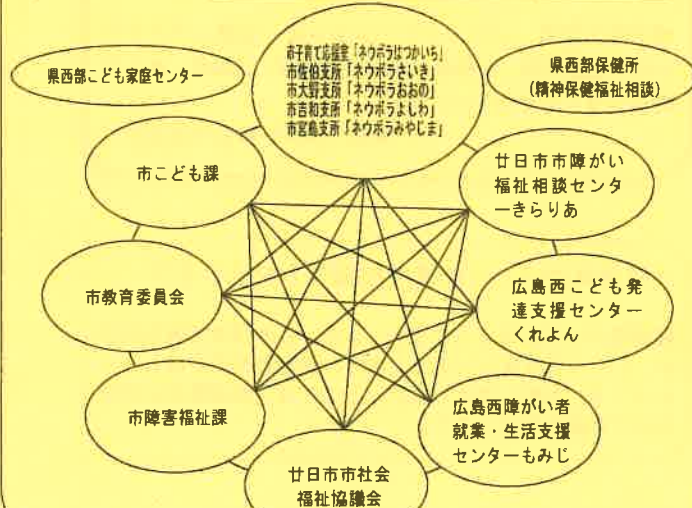
- ・就労相談
- ・同行支援(ハローワーク、企業 etc...) etc...

その他

- ・家庭訪問・巡回相談・子育て支援教室 etc...

相談窓口

廿日市市では、必要に応じ関係窓口で連携させていただきますので、どこの窓口にご相談いただいても大丈夫です。
※連絡先は裏面をご参照ください。

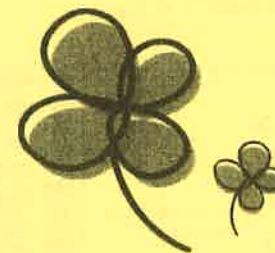


ポジティブライフガイド

できるだけ早期に、

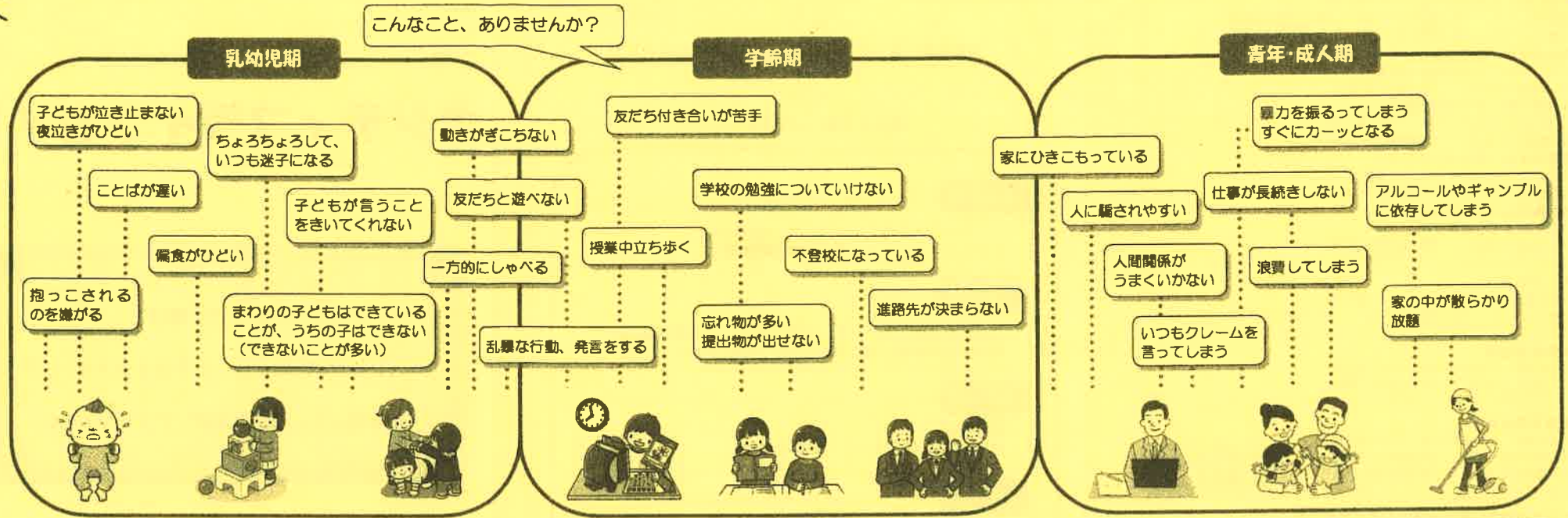
一人ひとりの特性に合った支援を受けることで、

本来持っている力を発揮しやすくなります。



はつかいち福祉ねっと
発達支援部会

できるだけ早期に、一人ひとりの特性に合った支援を受けることで、本来持っている力を発揮しやすくなります。



※ただしこのような特性があったとしても必ずしも発達障がいがあるわけではありません。

“本人にとってのわかりやすさ”が大切です。支援例の一部を紹介します。

なかなか支度ができない

イラストを使って分かりやすく！

整理整頓ができない

何をどこに入れるかが目で分かるように！

～発達障がいの分類～

知的能力障害、コミュニケーション症、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症、運動症、他の神経発達症に分類されています。

(参照：DSM-5 神経発達症群)

「発達障がい」には様々な現れ方があります

発達障がいがどのように現れ、また、どの程度困難なのかは、人それぞれ異なります。また、周囲の環境や接し方によっても、多様に変化します。ここでは、発達障がいの特性の代表例を紹介します。

- 言葉・コミュニケーションにおける特性の例
 - ・言葉をオウム返しする。
 - ・言葉を文字通りに受け止めてしまう。
 - ・言葉の使い分けが苦手。
- 対人関係・社会性における特性の例
 - ・暗黙のルールがわからない。
 - ・接し方のルールがわからない。
- 不注意・多動・衝動性の例
 - ・同じ年齢の人に比べ、注意力や集中力が極端にない。
 - ・考える前に、思いついた行動を唐突に行う。
- パターン化した行動、興味・関心のかたよりの例
 - ・同じ行動を何度も繰り返す。
 - ・ある特定分野への知識・興味が極端に強い。
 - ・機械的な記憶が極端に高い。
- 不器用さや感覚における特性の例
 - ・身体を動かすことが極端に苦手或不器用。
 - ・感覚が極端に過敏または鈍感。
- 学習における特性の例
 - ・知的な遅れを伴わないが、読み・書き・計算などのうち特定のものが極端な困難がある。